

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年7月8日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構登別病院

院長 石川 典俊

◎調達機関番号 903 ◎所在地番号 01

1 競争に付する事項

(1) 品目分類番号 4

(2) 購入等件名及び数量

地域医療機能推進機構登別病院における医薬品単価購入契約

① 地域医療機能推進機構登別病院が使用する医薬品222品目

② 品目及び購入予定数量は、入札説明書による

(3) 納入期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

(4) 納入場所

独立行政法人地域医療機能推進機構 登別病院

(5) 入札方法

① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

② 落札者の決定に当たっては、入札内訳書に記載された診療材料ごとの税抜単価に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）に当院が提示する診療材料ごとの予定数量を乗じて算出した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった診療材料ごとの単価契約金額の110分の100に相当する金額に当院が提示する診療材料ごとの予定数量乗じた金額を記載した入札書を提出すること。

③ 当院が入札内訳書で示す診療材料ごとに評価するので、入札書には入札金額を診療材料ごとに記載し、最も安価な入札金額を提示した者を落札者とする。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (2) 契約事務細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (3) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

- (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しない者であること。

- (5) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品販売」のうち「医薬品・医療用品類」でA、B、CまたはD等級に格付され、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、業務提携等の代理店等による対応でも可とする。
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて高度管理医療機器に係る販売業の許可を受けていることを証明した者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長又は経理責任者から独立行政法人地域医療機能推進機構契約指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 指名停止要領に基づく指名停止の期間中の有資格者が契約等の全部若しくは一部を下請し、もしくは受託し、又は当該契約の履行を保証させようとする者ではないこと。
- (9) 指名停止要領に基づく指名停止の期間中の有資格業者から、本契約に関する診療材料の販売に係る代理権を付与された者ではないこと。

3 契約条項を示す場所

〒059-0598 登別市登別東町3丁目10番地22

独立行政法人地域医療機能推進機構 登別病院

総務企画課(経理) 契約係 電話：0143-80-1115

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記3に同じ。

- (2) 入札説明書等の交付方法

本公告から令和8年8月17日（月）までに「機密保持に関する誓約書」と引き換えに上記3の交付場所にて交付する。（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時00分から17時00分まで）

なお、やむを得ず来院が困難な者については、郵送（郵送費用は請求者負担とし、返信用封筒（レターパック等）を必ず同封すること）にて交付を行うので、上記3まで期日に余裕をもって早めに連絡すること。

- (3) 入札書の受領期限

令和8年8月18日（火）17時00分

（郵送する場合には受領期限までに必着のこと。）

- (4) 開札日時及び場所

令和8年8月21日（金）10時00分 3階会議室A

5 その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)から2(3)及び2(5)の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 「要」
- (6) 落札者の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。

- (7) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Unit price contract of Medical materials, 222 items

- (2) Time-limit for the tender :

5:00 P.M. August 18, 2026

- (3) Contact point for the notice :

Accounting Division,

Japan Community Healthcare Organization Noboribetsu Hospital,

3-10-22,

Noboribetsuhigashi-cho, Noboribetsu-shi, Hokkaido 059-0598 Japan,

TEL 0143-80-1115